

中小企業の皆様の情報発信基地として

インフォメーション

No. 438

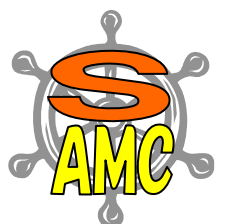
2023年 10 月 OCTOBER



今月のお知らせ

10月1日よりインボイス制度が開始
長崎県最低賃金 時間額 898円 R5.10.13 発効

- ✎ インボイスへの備え その4・事例編①
- ✎ 最低賃金が変わります
- ✎ はしやすめ ・御朱印船
- ✎ 税務まめ辞典 ・中古資産の耐用年数



shima
accounting & management
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治
税理士 吉岡恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19
TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068
メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp
ホームページアドレス
<http://www.shima-kaikei.co.jp>

インボイスへの備え その4



多くの反対の声が上がる中、いよいよインボイス制度がスタートしました。すでに事業者の方からインボイスについてのお問い合わせを多数いただいておりますので、随時ご紹介していきたいと思っております。

事例編①

端数処理について

インボイス開始前までの請求書（区分記載請求書）は端数処理のルールは定められておらず、商品ごとに消費税を計算し1円未満の端数を切上げ・切捨て・四捨五入などの処理をしても問題ありませんでしたが、インボイス開始後の端数処理は「1つのインボイスにつき税率の異なるごとに1回」となっています。したがって税率ごとに合計した対価の額に税率を乗じて消費税額を求めることになります。

なお、1円未満の端数について切上げ・切捨て・四捨五入のどれを選択するかは自由です。

【区分記載請求書】

請求書				
〇〇(株) 御中			〇年〇月〇日	
請求金額(税込み) 60,195円			(株)△△	
※は軽減税率対象				
品名	数量	単価	金額(税抜)	消費税額
トマト ※	83	167	13,861	1,108
ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
花	57	77	4,389	438
肥料	57	417	23,769	2,376
8%対象計			27,060	2,163
10%対象計			28,158	2,814

(注) 納税額(売上税額)は、総額から割り返して計算するため、上記の消費税額とは一致しない。この場合、実際の納税額は、例えば8%対象は、 $(27,060 + 2,163) \times 8/108 \approx 2,164$ となる。

【インボイス】

請求書				
〇〇(株) 御中			〇年〇月〇日	
請求金額(税込み) 60,197円			(株)△△ (T123...)	
※は軽減税率対象				
品名	数量	単価	金額(税抜)	消費税額
トマト ※	83	167	13,861	(注) -
ピーマン ※	197	67	13,199	-
花	57	77	4,389	-
肥料	57	417	23,769	-
8%対象計			27,060	2,164
10%対象計			28,158	2,815

(注) 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えない。ただし、左図のように行ごとに計算した消費税額の合計額とは一致しないことに留意(8%対象: 2,163 ⇔ 2,164)。

振込手数料のインボイスについて

売上等の入金で振込手数料が差し引かれて入金されてくる場合

帳簿では「支払手数料」や「雑費」などの勘定科目で計上しますが、原則として金融機関が発行したインボイスと買手側が発行した立替金精算書が必要となります。これでは振込手数料に対するインボイス関係書類が煩雑になるため支払手数料や雑費ではなく、売手側が振込手数料分を値引きしたとして「売上値引」として計上することでインボイスを不要とすることができます。また、帳簿上は「支払手数料」や「雑費」として計上しながら、消費税の課税区分を対価の返還(売上の減額)として処理する方法も認められます。

買手側負担の振込手数料の場合

ATM機器	振込手数料が3万円未満であればインボイスの交付義務が免除されますので、利用したATMの場所など一定の記載要件を満たした帳簿の保存が必要となります。
金融機関窓口	窓口で交付されるインボイスの保存が必要です。
ネット banking	金融機関によりインボイスの交付方法が異なりますが、電子インボイスとして交付された場合は利用者がダウンロードなどで保存することになります。(電子帳簿保存法に対応する必要があります)

出張旅費の取り扱いについて

インボイス制度開始後の役員や従業員の出張旅費に係る仕入税額控除については、支払う相手先によって取り扱いが異なります。

役員や従業員に対して支給する場合

出張に伴い役員や従業員に対して支給する日当・交通費・宿泊費のうち通常必要と認められるものは一定の記載要件を満たした帳簿の保存のみでインボイスは必要ありません。

例えば出張旅費精算時にインボイス発行事業者でないタクシー代が含まれていても支払う相手が役員や従業員であれば出張旅費精算書等と帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能です。

法人が切符等を直接購入する場合や役員や従業員が法人カードで支払った場合

会社が公共交通機関の切符等を購入し、従業員等へ支給した場合や役員や従業員が法人のクレジットカードを利用して購入した場合は原則としてインボイスが必要となります。ただし、公共交通機関に対して1回の取引が税込3万円未満の場合は帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能です。

なお、航空券代やタクシー代は公共交通機関に該当しないため3万円未満であってもインボイスが必要です。交付を受けたインボイスの宛名が役員や従業員となっている場合は立替金精算書を合わせて保存する必要があります。

基準期間（前々期）の課税売上高が1億円以下の事業者は1回の取引が税込1万円以下の場合は帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能です。

最低賃金が変わります



中央最低賃金審議会は2023年度の最低賃金の引き上げ額の目安を41円としましたが、各都道府県の審議会では時給43円の引き上げとすることが議論され、最終的な全国平均は時給1,004円となり、全国平均で初めて1,000円を超えることとなりました。

円安に伴う原油高騰、物価上昇により疲弊し続ける中小企業にとっては大きな痛手となりそうです。また労働時間を調整して所得税や社会保険の扶養内で働いている方を雇用している場合は時給が上がると労働時間が減り、人手不足となるおそれがあります。（いわゆる「年収の壁」問題）

長崎県の最低賃金は時間額853円から45円引き上げ

令和5年10月13日（金）より1時間 **898円** となりました。（全国平均時給1,004円）

また、特定（産業別）最低賃金もすべて898円に引き上げられます。

- ・はん用機械器具、生産用機械器具製造業 **898円**（変更前875円）
- ・電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 **898円**（変更前864円）
- ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 **898円**（変更前875円）

日給や月給の場合の比較方法

● 日給の場合 日給 ÷ 1日の平均所定労働時間 = 1時間当たりの賃金

● 月給の場合 月給 ÷ 1ヶ月の平均所定労働時間 = 1時間当たりの賃金

※上記の計算には各種手当も含まれますが、以下の手当は含まれません。

- ① 臨時に支払われる賃金
- ② 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ③ 時間外や休日、深夜割増賃金
- ④ 精皆勤手当
- ⑤ 通勤手当
- ⑥ 家族手当

はしやすめ

御朱印船



御朱印船（ごしゅいんせん）とは16世紀末から17世紀初めにかけて大名や商人が豊臣秀吉や徳川家康から朱印状という渡航許可証をもらい主に東南アジアとの交易の際に使っていた貿易船のことです。

御朱印船による貿易は必ず長崎から出航し、帰港も長崎のみとされていました。主に生糸や絹を輸入し、日本からは銀や銅、漆器などを輸出していました。

荒木宗太郎（あらかきそうたろう）は熊本の子爵の出身でしたが、戦国時代が終わりを迎えつつあると考え、武士の身分を捨てて商人として海外で一旗揚げようと長崎に移り住みます。その後、豊臣秀吉から朱印状を交付され現在のタイやベトナムなどと貿易を行い巨万の富を築いたといわれています。数回のベトナム渡航により当時のベトナム国王の信頼を得て、王女であった王加久（わかく）と国際結婚をして長崎に連れてきました。王加久は長崎の町民に「アニオーさん」と呼ばれ親しまれました。

徳川家康の時代までは盛んに朱印船貿易が行われていましたが、1613年に禁教令、1633年に鎖国令が出され朱印船貿易は行われなくなりました。鎖国令によりアニオーさんは故郷のベトナムに一度も里帰りできず宗太郎が亡くなった後も長崎で暮らしていましたが、その10年後の宗太郎の命日に息を引き取ったといわれています。アニオーさんは今でも宗太郎と一緒に鍛冶屋町にある大音寺のお墓に眠っています。

アニオーさんと宗太郎を乗せ長崎へと向かう御朱印船は盛大に飾られ、帰港した際に船から降ろされた嫁入り道具の豪華さは長崎人を驚かせたといわれています。今でも壮大な長崎への帰港と晴れやかな輿入れ（婚礼行事）の有様は「長崎くんち」の本石灰町（もとしっくいまち）の奉納踊りで再現されています。

税務まめ辞典

中古資産の耐用年数

会社が中古資産を取得し事業に使用した場合、その資産の耐用年数は、法定耐用年数ではなく、その事業の用に供した時以後の使用可能期間として見積もられる年数にすることができ、使用可能期間の見積りが困難であるときは、簡便法により算定した年数にすることができます。

簡便法による耐用年数の算定方法は、次のとおりです。

① 法定耐用年数の全部を経過した資産

その法定耐用年数の20%に相当する年数

② 法定耐用年数の一部を経過した資産

その法定耐用年数から経過した年数を差し引いた年数に経過年数の20%に相当する年数を加えた年数

なお、これらの計算により算出した年数に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、その年数が2年に満たない場合には2年とします。

ただし、その中古資産を事業用に使用するために改修等（資本的支出）をした場合の金額がその中古資産の再取得価額（中古資産と同じ新品のものを取得する場合のその取得価額）の50%に相当する金額を超える場合には、使用可能期間の見積りや簡便法による耐用年数の算定をすることはできず、法定耐用年数を適用することになります。

例えば中古の建物を5百万円で購入し、購入と同時に2千万円をかけてリフォームを行った場合、そのリフォーム代が新品を購入した場合の50%に相当する金額を超える場合は法定耐用年数を適用することになります。

ところが、中古の建物を購入し事業用に使用した後、しばらく経ってからリフォームを行った場合は50%に相当する金額を超えても最初に購入した中古建物の耐用年数を適用することができます。